

平成30年4月27日

教員 各位

大学院医歯薬学研究部
臨床研究利益相反審査委員会
委員長 西村明儒

利益相反審査に係わる審査料の納付について

徳島大学大学院医歯薬学研究部における臨床研究に係わる利益相反規程の一部改正により、平成30年4月以降に利益相反審査を行う研究課題につきましては、表1のとおり、審査料を予算の振替により納付していただくことになりました。

つきましては、今後、臨床研究を行うにあたり、利益相反審査を行う場合は、審査料を納付していただけますようよろしくお願いいたします。

表1

区分	料金
新規申請に係るもの（特定臨床研究以外）	1件につき 5,000円
変更申請に係るもの（特定臨床研究以外） 継続中の研究で定期報告に係るもの（特定臨床研究以外）	1件につき 2,500円
新規申請に係るもの（特定臨床研究）	1件につき 10,000円
変更申請に係るもの（特定臨床研究） 継続中の研究で定期報告に係るもの（特定臨床研究）	1件につき 5,000円

※審査料の納付に利用できる予算は、講座等経費、奨学寄附金になります。科研費、共同研究・受託研究経費の利用はできません。

※継続中の研究で定期報告に係る利益相反審査に関しては、6月に継続の案内を行う予定です。継続の案内前に変更申請を行う研究課題に対しては、研究者全員に自己申告書をご提出いただき、継続と変更の利益相反審査を同時に行います。

[本件に関する問い合わせ先]

蔵本事務部医学部総務課総務係 担当：入倉

TEL：088-633-9118（内線：9603）

E-mail：irikura@tokushima-u.ac.jp